

令和4年度 第3回 静岡県私立学校審議会会議録（要旨）

日 時	令和4年8月10日（水） 午前10時00分から午前11時50分まで
場 所	県庁別館20階第一会議室A（静岡市葵区追手町9-6） ※対面とオンライン併用による開催
出席者 職・氏名	委 員 鈴木一雄（会長）、大貫ななみ、荻原利江、北脇保之、坂野史子 ※、 渋谷かさね ※、十鳥ゆりか、杉山誠一（第3部会長）、鈴木里美、 鈴木啓之、高田学、千葉一道（第2部会長）、仲田晃弘（第1部会 長）、吉永清貴 ※オンライン出席 事務局 京極スポーツ・文化観光部長、伏見部理事(私学振興担当) 吉良総合教育局長、奥山私学振興課長、白鳥参事兼課長代理 植田課長代理、栗林指導班長、長谷川主査、深澤主査、山田主事
議 題	諮問事項等の審議について
配付資料	次第、委員名簿、座席表、議案

1 審議事項

(1) 認可事項

- 第1号議案 飛龍高等学校の収容定員に係る学則変更認可について（高等学校）
- 第2号議案 桐陽高等学校の収容定員に係る学則変更認可について（高等学校）
- 第3号議案 常葉大学附属菊川高等学校の収容定員に係る学則変更認可について（高等学校）
- 第4号議案 加藤学園幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について（幼稚園）
- 第5号議案 昭和幼稚園の廃止認可について（幼稚園）
- 第6号議案 学校法人昭和学園の解散認可について（幼稚園）
- 第7号議案 国際観光専門学校浜松校の廃止認可について（専修学校）
- 第8号議案 国際医療管理専門学校浜松校の廃止認可について（専修学校）
- 第9号議案 助信珠算学校の廃止認可について（各種学校）
- 第10号議案 川口栄養料理学校の廃止認可について（各種学校）
- 第11号議案 静岡珠算学校の廃止認可について（各種学校）

(2) 審査事項

- 事前審査1 浜松学芸高等学校の学科設置計画について（高等学校）

2 審議内容（要旨）

(1) 諮問事項

第1号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第1部会としては、7月25日に開催した私立学校審議会第1部会において審議したところ、普通科及び自動車工業科の収容定員を減員するものであり、認可は妥当と判断したことを報告した。

特に質疑もなく、全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

## 第2号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第1部会としては、7月20日に現地調査を行い、7月25日に開催した私立学校審議会第1部会において審議したところ、施設面、教職員の体制面について、特段の問題はなく、認可は妥当と判断したこと、併せて、収容定員を増加する認可申請について、近年の授業料無償化の拡充により、少子化で子ども全体の人数が減っている中でも、地域によっては実員が増えているところや、学校・学科の特色(カラー)を打ち出し、時流にあった教育を行うことで需要を高めている学校も増えてきており、今後、当審議会において、定員変更についての考え方の整理が必要な時期にあるのではないかとの意見が出たことを報告した。

委員から、従来の定員の扱いでは相対的に規模の小さい学校に不利になっており、公平を欠くだけでなく、そのこと自体が意欲ある小規模校の発展を抑え、県内私学の発展を妨げているのではないかとの発言があった。

委員から、収容定員の増加は個別のケースや地域の特性を配慮する必要がある、実態として生徒数が増えているから定員増を認めるという理由は厳しい。既存の明文化されていないルールについては、改めて検討すべきとの発言があった。

委員から、時代の流れに応じて考えいくべきではあるが、生徒が集まっているから定員を増やすとなれば、バランスが崩れていく。少子化の中で、私学同士が生き残っていくためにも、定員増というのは慎重に考えるべきとの発言があった。

委員から、規模の小さな学校が定員増員に不利になっているという状況は問題だとの発言があった。

収容定員の増員に係る考え方については、今後、まず第1部会にて検討の上、本会で検討していくことが決定された。

全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

## 第3号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第1部会としては、7月25日に開催した私立学校審議会第1部会において審議したところ、美術・デザイン科の収容定員を減員し、普通科の収容定員を増員するものであり、認可は妥当と判断したことを報告した。

特に質疑もなく、全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

## 第4号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第2部会としては、7月26日に開催した第2部会において審議したところ、少子

化の影響により、今後も入園者の増加が期待できないとして、定員減するものであり、認可は妥当と判断したことを報告した。

特に質疑もなく、全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

#### 第5号議案及び第6号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第2部会としては、第5号議案及び第6号議案について、7月26日に開催した第2部会において審議したところ、園児減少により存続が困難になっていた幼稚園について、令和4年3月31日をもって全園児が卒園したことから、幼稚園を廃止し、学校法人を解散するものであり、認可は妥当と判断したことを報告した。

委員から、借地であっても幼稚園の設置認可は可能なのかとの質疑があり、事務局から、昭和57年に定められた、幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規第3条第2項によると、園地及び運動場の借用は、基本的には学校法人が取得できない合理的理由がある場合、国又は地方公共団体からの借用、若しくは地方公共団体からの借用をできないやむを得ない理由がある場合、存続期間20年以上の地上権又は賃借権の設定を求めており、当該議案については、昭和57年以前の認可であり、また、登記されていない、使用貸借契約に基づく利用になっているため、今の基準では認可の対象にはならない旨を回答した。

全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

#### 第7号～第11号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第3部会としては、第7号～第11号議案について、7月15日に開催した第3部会において審議したところ、認可は妥当と判断したことを報告した。

委員から、指導要録の保存年限について質疑があり、事務局から20年間であることを回答した。

全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

## (2) 審査事項

### 事前審査1

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第1部会としては、事前審査1について、7月25日に開催した第1部会で審議したところ、国で推進している普通科改革の取組の一環で、従来から普通科に設置されている「地域創造コース」及び「科学創造コース」を「探究創造科」として新設するものであり、学科新設に伴う収容定員の変更及び施設・設備の変更も無く、教員、施設状況も基準を充足していることから、基準上の問題は無く、承認は妥当と判断したことを報告した。

委員から、学科設置にあたっての教員体制について質疑があり、事務局から、普通科の中の「地域創造コース」「科学創造コース」として既に取り組んできたものを融合して学科として新設して今までの教育を更に推進するというもので、国の方向性に

合致しており、教員も既にカリキュラムに対応した体制になっており、配置基準を満たしているため問題ないことを回答した。

全員異議なく、「学科設置計画の内容は妥当」との結論を得た。

議長が、全案件の審議が終了したことを報告し、閉会した。

令和4年8月10日